

■ 令和8年度版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和8年6月10日発行

定価：2,200円(本体2,000円+税) A5判 296頁

電子版の販売はございません

● 令和8年度税制改正の主要なポイントをわかりやすく解説

- 「主な税率や税額速算表等(表紙見開き)」、
「年収の壁の目安表」、
「年齢早見表(適用年齢簡易判定付)」、
「索引シール(巻末綴じ込み)」など、
各税法をまとめただけでなく、
日々の実務にお役立ていただける便利な一冊

令和8年度版

税務ハンドブック

税理士 杉田 宗久 編著



(50音順索引をご利用ください)

下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認ください。
<https://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R08zei-50.pdf>



目次

令和 8 年度版 税務ハンドブック

■ 月別税務日程表	8
● 申告・納付に関する注意事項	9

令和 8 年度税制改正の主要なポイント

法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・地方税	10
-------------------------	----

国税関係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税	24
○ 延滞税の計算期間と割合	26
■ 更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度	29
(参考) 電子帳簿保存法	32
■ 法令用語・漢字等の使い分け	33

耐用年数

■ 法定耐用年数の基本的事項	35
● 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数 [別表第一]	36
● 機械及び装置の耐用年数表 [別表第二]	42
● 無形減価償却資産の耐用年数表 [別表第三] (抜粋)	44
● 生物の耐用年数表 [別表第四]	44
● 公害防止用減価償却資産の耐用年数表 [別表第五]	45
● 開発研究用減価償却資産の耐用年数表 [別表第六] (抜粋)	45
● 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表 [別表第七]	45
■ 減価償却資産の償却率表 (別表第七・八・九・十)	46

法人税

■ 法人設立の場合の届出等	48
■ 法人税の主な申請・届出等	49
■ 企業会計の利益と税法上の利益 (所得金額)	50
■ 収益の計上	52
■ 受取配当等の益金不算入	52
■ 資産の評価益・受贈益・還付金等	54
■ 外貨建取引の換算等	55
■ 有価証券の譲渡損益の額の計算等	56
○ 有価証券の評価損	57
■ 棚卸資産	59
■ 減価償却資産と償却費の計算	62
● 資本的支出と修繕費の区分判定	63
■ 減価償却資産の取得価額	67
■ 主な特別償却制度	69
■ リース取引	71

改正

国税通則

耐用年数

法人税

所得税

消費税

相続・贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

■繰延資産の償却額	73
■従業員の給与	74
■過大な使用人給与等	75
○役員給与の損金算入範囲等	76
■経済的な利益と給与	77
■租税公課・不正経費等の損金不算入	78
■租税公課の損金算入時期	78
■交際費等	79
■使途秘匿金	79
■寄附金	80
■貸倒損失・引当金	81
1 貸倒損失	81
2 貸倒引当金	81
3 返品調整引当金	83
4 返品債権特別勘定	84
■圧縮記帳	85
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	87
■法人契約の定期保険等に係る保険料	88
■消費税等に係る会計処理	91
■グループ法人税制	92
■繰越欠損金の損金算入	93
■欠損金の繰戻し還付制度	95
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	96
■特定同族会社と留保金課税	97
■法人の税率表	98
■税額控除	100
■組織再編税制の概要	108
■申告・納付	111

所得税

■所得税の主な申請・届出等	112
■新規開業・事業廃止の場合の届出等	113
■相続により業務を承継した場合の届出等の留意点	114
■納税地	114
■所得の種類と所得金額	115
■主な非課税所得と免税所得	116
■所得税の確定申告	118
■各種所得金額の計算	119
1 利子所得	119
2 配当所得	120
3 不動産所得	122
4 事業所得	123
●医師の社会保険診療報酬の特例	124
●事業所得と給与所得の区分	124
5 給与所得	125
●年収の壁（令和8年分所得税・令和9年度分住民税）	126
●経済的利益（現物給与）の範囲	127
●社宅家賃（月額）の計算一覧	129

6 退職所得	130
(参考) 一般退職の場合の退職所得控除額	132
7 山林所得	133
8 譲渡所得	134
● 株式等に係る譲渡所得等	137
● NISA の概要	144
● 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	146
● 低額譲渡の課税関係	147
● 土地・建物等の課税の特例	148
● 土地等譲渡所得チャート	152
● 譲渡所得の主な特例等の添付書類	153
○ 居住用財産売却の特例チャート	154
● 補償金の区分と税務上の取扱い	155
● 資産の取得の日	156
● 譲渡損益の相殺順序	157
● 特別控除の適用順位	157
9 一時所得・10雑所得(公的年金等)	158
● 一時所得と雑所得の具体例	159
■ 主な年金等の課税関係	160
■ 損益の通算	162
■ 損失の繰越し、繰戻し	163
■ 令和8年分の所得控除	164
● 医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	165
● 介護保険制度と医療費控除	165
● ふるさと納税	168
● 令和8年分の扶養控除の態様別適用一覧	173
■ 所得税額速算表(平成27年分以後)	174
■ 復興特別所得税・防衛特別所得税	174
■ 平均課税	174
■ 令和8年分の税額控除	175
○ 住宅借入金等特別控除(居住年に応じた控除率及び控除限度額)	178
■ 所得税額の計算関係図(令和8年分)	186
■ 財産債務調書・国外財産調書	187
■ 源泉徴収	189
● 居住者に対して支払う所得の源泉徴収	189
● 居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	190
● 内国法人に対して支払う所得の源泉徴収	191
● 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	192
■ 予定納税	193
消費税	
■ 消費税導入後の変遷	194
■ 課税の対象	194
■ 主な不課税取引	197
■ 非課税取引	198
■ 輸出免税	202
■ 納税義務者と納税義務の免除の特例	203
○ 納税義務の判定	203

■資産の譲渡等の時期	206
■課税期間・納税地	207
■課税標準	208
■課税仕入れに係る消費税額	209
■仕入税額控除等	210
1. 仕入れに係る控除税額の計算	210
2. 仕入税額の按分計算	210
(1)個別対応方式	210
(2)一括比例配分方式	211
(3)課税売上割合	211
3. 適用要件	212
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	213
5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	213
6. 調整対象固定資産の調整	213
7. 調整対象固定資産の転用	214
■貸倒れに係る消費税額の控除	214
■売上げに係る対価の返還等をした場合	214
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例）	215
■事業区分のフローチャート	216
■軽減税率制度	216
■適格請求書等保存方式（インボイス制度）	218
■申告・納付	222
○申告期限と納期限一覧	222
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	223

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	225
●（参考）民法における相続に関する規定	236
●親族表	237
■贈与税	238
●住宅取得等資金の贈与の特例の非課税限度額	239
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	242
■相続時精算課税	244
●令和6年以後の相続時精算課税贈与と暦年課税贈与	246
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	247
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	248
■事業承継税制	249
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	249
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	250
●特例事業承継税制	252
●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度	253
■財産評価	254
○土地評価の補正率表	254
■取引相場のない株式の評価方式	263
●会社規模（Lの割合）の判定	264
●類似業種比準価額方式	264
●純資産価額方式	265
●配当還元方式	265

■印紙税	266
●印紙税の課税物件表	266
■登録免許税	269
1. 不動産登記関係	269
2. 会社の商業登記（主なもの）	270
3. 工業所有権の登録	270
4. 個人の商業登記	271
5. 人の資格の登録等	271

地方税関係

■法人住民税	272
●法人市町村民税・道府県民税の税率	272
■個人住民税	272
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）	272
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表	273
○人的控除額の所得税と個人住民税の差	273
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等	274
■個人事業税	275
■法人事業税	276
●特別法人事業税及び特別法人事業譲与税	277
■不動産取得税	280
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税	281
■事業所税	284
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税・入湯税）	286
■自動車関係税（主なもの）	287
●付録	
●給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和8年分）	289
●賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和8年分）	292
●厚生年金保険料額表（令和2年9月分（10月納付分）～）	294
●全国健康保険料率表（令和8年3月分（4月納付分）から適用）	295
●健康保険の標準報酬月額表	295
●雇用保険料率表（令和8年度）	295
●年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[令和8年用]	296

凡 例

通 法	……国税通則法	消 令	……消費税法施行令
通 令	……国税通則法施行令	消 規	……消費税法施行規則
法 法	……法人税法	消基通	……消費税基本通達
法 令	……法人税法施行令	措 法	……租税特別措置法
法 規	……法人税法施行規則	措 令	……租税特別措置法施行令
法基通	……法人税基本通達	措 通	……租税特別措置法関係通達
所 法	……所得税法	地方法	……地方法人税法
所 令	……所得税法施行令	印 法	……印紙税法
所 規	……所得税法施行規則	登免法	……登録免許税法
所基通	……所得税基本通達	徴 法	……国税徴収法
相 法	……相続税法	地 法	……地方税法
相 令	……相続税法施行令	地 令	……地方税法施行令
相 規	……相続税法施行規則	国 外	……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等
相基通	……相続税法基本通達	送金法	に係る調書の提出等に関する法律
評基通	……財産評価基本通達	耐 令	……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法	……消費税法	耐 通	……耐用年数の適用等に関する取扱通達

改正

国税通則

耐用年数

法人税

所得税

消費税

相続・贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

令和8年度税制改正の主要なポイント

法人税関係 (法人税法／租税特別措置法)

1. 研究開発税制の見直し

改正の概要	参考法令等
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が認定計画に基づき実施するAIや先端ロボット、量子などの戦略技術領域の研究開発についての税額控除制度が創設されました。 一般試験研究費の額に係る税額控除制度は、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率が見直され、中小企業技術基盤強化税制においては繰越税額控除制度（3年間）が創設されました。 	措法42の4、42の4の2、42の5

(1) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

①適用対象	認定研究開発法人（改正産業技術力強化法の施行日から令和11年3月31日までの間に重点研究開発計画の認定を受けた青色申告法人）
②試験研究費の額	<ul style="list-style-type: none"> 重点産業技術試験研究費の額とは、認定研究開発法人が適用期間内に支出する特定重点研究開発（AI・先端ロボット、量子などの重点産業技術のうち特に早期の企業化が期待される一定のものに関する研究開発であることの確認を受けたものをいいます。）に係る試験研究費の額をいい、このうち特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術共同研究開発機関との共同又は委託による試験研究費の額をいいます。 一般試験研究費・特別試験研究費の税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の適用を受ける金額を除きます。
③適用期間	重点研究開発計画の認定を受けた日から、同日以後5年を経過する日又は開発計画の計画期間終了日のいずれか早い日までの期間
④税額控除	適用期間内の日を含む各事業年度において、 重点産業技術試験研究費×40% (特別重点産業技術試験研究費の場合は50%) の税額控除 ※税額控除は当期の法人税額の10%が上限で、控除限度超過額は3年間の繰越が可能（ただし、繰越税額控除の適用を受ける事業年度において試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限りです。）

(2) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

①税額控除割合（税額控除割合＋税額控除割合×控除割増率）

令8.4.1～令9.3.31開始事業年度		
増減（試験研究費）割合	税額控除割合	限度割合
12%超	$11.5\% + (\text{増減割合} - 12\%) \times 0.375$	上限14%
0%以上12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減割合}) \times 0.25$	
0%未満	$8.5\% - (0 - \text{増減割合}) \times 8.5/30$	0未満は0
適用事業年度が設立事業年度又は比較試験研究費の額が零である場合は8.5%		

○試験研究費割合が10%超の場合に、税額控除割合×控除割増率^{*}を税額控除割合に上乘せする措置は、令和11年3月31日まで3年延長されました。

※控除割増率（上限10%）＝（試験研究費割合－10%）×0.5

国 税 関 係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

項 目	説 明
<p>1. 国税通則法と申告手続 (通法1、4)</p> <p>(通法21)</p> <p>(通法22)</p> <p>(通法11)</p> <p>○ 納税申告と更正・決定</p>	<p>・ 国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税についての一般法として規定されており、税務に関するOS的役割を果たしています。</p> <p>(1) 納税申告書の提出先 納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>(2) 郵送された納税申告書等の効力発生時期 一般的には提出書類の効力はそれが到達した時に生じるのが原則ですが、納税申告書（申告書に添付すべき書類を含みます。）その他国税庁長官が定めた書類が郵便（ゆうパック等は郵便物に該当しません。）又は信書便（レターパック自体は信書便ではありませんが、信書を送れる郵便サービスです。）により提出された場合には、いわゆる「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信日付印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたものとみなされます。 ※ e-Tax を利用して送信された、所得税・相続税・贈与税・法人税・地方法人税・消費税・地方消費税・復興特別法人税・酒税及び印紙税に係る申告・申請・届出等のデータは、国税庁の受付システムのファイルに記録された時に到達したものとみなされます。</p> <p>(3) 災害等の場合の申告書の提出期限の延長 税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限までに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、その提出期限を延長することができることになっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> </div>
<p>2. 納付の方法 (通法34、相法43)</p> <p>(通法34の2、通令7)</p> <p>(通法34の3)</p>	<p>納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付することができます。</p> <p>※ 口座振替による納付も可能です。口座振替による納付で、一定の要件を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。</p> <p>※ e-Tax による電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即時または期日を指定できるダイレクト納付による納付も可能です。</p> <p>※ 納付税額30万円以下の国税は、コンビニ納付・スマホアプリ納付も可能。</p>

法人税

■法人設立の場合の届出等

○会社設立の基本的事項⇒・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無
 ・事業年度・設立日・取締役の任期（2年、4年、5年、10年）
 ・取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込取扱金融機関・公告方法・発起人の住所氏名等

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
税務署	設立届出書 (納税地・事業目的、設立日等)	・定款等の写	設立登記の日から2か月以内	税法148 法規63
	青色申告の承認申請書		最初の事業年度終了の日又は設立の日から3か月を経過した日の何れか早い方の日の前日	税法122 ①、②
	棚卸資産の評価方法の届出書	法定評価方法……最終仕入原価法		法令29、 30、31
	有価証券の評価方法の届出書	法定評価方法……移動平均法	設立後最初に到来する確定申告期限（仮決算による中間申告書を提出する場合はその申告期限）	法令119 の5、 119の7
	減価償却資産の償却方法の届出書	○建物及び建物附属設備・構築物…定額法（届出を要しない） ○上記以外の有形減価償却資産…定額法又は定率法（法定償却方法は定率法）		法令51、 53
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所開設日から1か月以内	所法230
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与等の支払を受ける者が常時10人未満で源泉所得税の納期の特例の承認を受けようとする場合	特になし（原則、提出日の翌月に支払う給与等から適用）	所法216
都道府県市町村	設立届出書	・定款等の写 ・登記事項証明書（株主名簿の写等）	都道府県・市町村の条例等による (東京都：設立から15日以内) (大阪府：設立から2か月以内)	

(注) 上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください（P.223、224参照）。

所得 税

所得税の主な申請・届出等

内容		提出書類等	提出期限	根拠法令	
確定申告	通常	○確定申告書 ○確定損失申告書 ○純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年3月15日 まで	所法120、123 所法140	
		○修正申告書（税額に不足額がある場合又は純損失等の金額が過大である場合等）	更正の通知がある日まで、 随時	通法19①	
		○更正の請求書（税額が過大である場合又は純損失等の金額が過少である場合等）	法定申告期限から5年以内で、 随時	通法23①、 所法152、153、 153の2～6	
死亡の場合	年の中途	○相続人が提出する確定申告書（準確定申告書）、確定損失申告書 ○相続人が提出する純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	相続開始日の翌日から4か月以内	所法125① ③ 所法125②、 141	
	翌年の1/1～3/15	○確定申告書又は確定損失申告書を提出しないで翌年3月15日までに死亡した場合の申告書 ○純損失の繰戻しによる還付請求書	相続開始日の翌日から4か月以内	所法124① ②、141	
出国の場合	年の中途	○確定申告書 ○確定損失申告書 ○還付を受けるための申告書	出国の時まで	所法127① ②③	
	翌年～2/15	○確定損失申告書	翌年1/1～2/15	所法126②	
	翌年～3/15	○確定申告書	出国の時まで	所法126①	
予定納税	○所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書		7月15日 11月15日	所法111①、 112 所法111②、 112	
青色申告・評価方法等	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書		その年の3月15日	所法144、166 所令197① 所令197②	
	○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書		その年の1月31日	所令195② (所規39の2)	
	○棚卸資産の評価方法 ○減価償却資産の償却方法 ○有価証券の評価方法 ○暗号資産の評価方法)の変更承認申請書	その年の3月15日	所令101② 所令124② 所令107② 所令119の4
	○青色事業専従者給与に関する届出書			その年の3月15日	所法57

消費 税

消費税込導入後の変遷

施行時期	税率			事業者 免税点	簡易課税		仕入税額 控除	限界控除 適用上限				
	消費税	地方 消費税	計		適用上限	みなし 仕入率						
平元.4	3.0% ※平3.9まで住宅 貸付けは課税	—	3.0%	3,000万円	5億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円				
平3.10					4億円	製造業など70% その他60% 追加						
平9.4	4.0%	1.0%	5.0%		2億円	第五種追加 (不動産業 運輸・通信業 サービス業) 50%	請求書等 保存方式	廃止				
平16.4					1,000万円				5,000万円	第五種 (金融 保険) 50% 第六種 (不動産業) 40%		
平26.4						6.3%					1.7%	8.0%
平27.4												
令元.10	7.8% (6.24%)	2.2% (1.76%)	10.0% (8.0%)	1,000万円	5,000万円	食用の農林水産物 生産を第二種80%	区分記載 請求書等 保存方式					
令5.10							適格請求 書等保存 方式					

課税の対象

項 目	説 明
1. 課税の対象と 取引の関係 (消法2①八、 4①) ※特定仕入れを 除きます。	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の課税対象は、「事業者が行う国内取引」と「輸入取引」に限られます。 事業者が行う国内取引のうち課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供です。

相続税・贈与税・その他の国税

相続税

1. 納税義務者 (相法1の3)

被相続人		相続人		国内に住所			
				あり		なし	
		一時居住者以外	一時居住者	日本国籍		なし	
				あり	なし		
あり		10年以内に住所あり	10年以内に住所なし				
なし		外国人被相続人		③			④
国内に住所	あり	10年以内に住所あり	日本国籍あり	①	②		
	なし	10年以内に住所なし	日本国籍なし	③	②		④
		非居住被相続人					④

- ・ **一時居住者**とは、相続開始の時において在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・ **外国人被相続人**とは、相続開始の時において、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- ・ **非居住被相続人**とは、相続開始の時において、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していなかったもの、をいいます。

課税財産		相続人の住所が国内	相続人の住所が国外
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

(注) 相続等により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることとなります。

- ・ 贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人(上記①～④に該当する者を除きます。)を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

(納税義務者の相続税法の適用関係)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(相法13)	相法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		相法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	相法62②適用有	住所地※	相法62②適用有

※相法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

地 方 税 関 係

■法人住民税

●法人市町村民税・道府県民税の税率

(1) 均等割

区分		種目	市町村民税 (地法312)	道府県民税 (地法52)	
			標準税率	標準税率	《大阪府の場合》 令10.3.31迄の開始分
①50億円超	市町村内の事業所等の従業員数	50人超	3,000千円	800 千円	1,600 千円
	50人以下	410			
②10億円超 50億円以下	50人超	1,750	540	1,080	
	50人以下	410			
③1億円超 10億円以下	50人超	400	130	260	
	50人以下	160			
④1,000万円超 1億円以下	50人超	150	50	75	
	50人以下	130			
⑤1,000万円以下	50人超	120	20	20	
	50人以下	50			
⑥上記以外					

(注) ・市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。
 ・「資本金等の額」とは、「法人税法に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 ・「資本金等の額」は、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

(2) 法人税割税率

超過税率又は不均一課税適用法人の税率（標準税率）のどちらを適用するか判定します。



※大阪府の税率は2.0%（ただし不均一課税適用法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下）は、1.0%）

事業年度	税目	市町村民税（地法314の4）		道府県民税（地法51）	
		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
令和10.1以後開始		6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

(注) 適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

■個人住民税

(1) 市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）

税目	区分	標準税率
市町村民税（地法310）		3,000円
道府県民税（地法38）		1,000円
森林環境税（国税）		1,000円
合計		5,000円

※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。
 ※令和6年度分から森林環境税（1,000円）が個人住民税に併せて賦課徴収されています。

令和 8 年分

■ 給与所得の源泉徴収税額表 (月額表) 抜粋

※令和 9 年分より税額表が変更となりますのでご注意ください。

(一)

(二)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	
		税 額					
以上	未満						税額
円	円	円	円	円	円	円	円
105,000	円未満	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3.063% 相当金額
105,000	107,000	170	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	280	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	380	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	480	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	580	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	680	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	790	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	890	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	990	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,090	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000	1,190	0	0	0	0	4,700
127,000	129,000	1,300	0	0	0	0	5,000
129,000	131,000	1,400	0	0	0	0	5,300
131,000	133,000	1,500	0	0	0	0	5,500
133,000	135,000	1,600	0	0	0	0	5,800
135,000	137,000	1,710	0	0	0	0	6,100
137,000	139,000	1,810	190	0	0	0	6,400
139,000	141,000	1,910	300	0	0	0	6,700
141,000	143,000	2,010	400	0	0	0	7,000
143,000	145,000	2,110	500	0	0	0	7,400
145,000	147,000	2,220	600	0	0	0	7,700
147,000	149,000	2,320	700	0	0	0	8,000
149,000	151,000	2,420	810	0	0	0	8,300
151,000	153,000	2,520	910	0	0	0	8,600
153,000	155,000	2,620	1,010	0	0	0	8,900
155,000	157,000	2,730	1,110	0	0	0	9,200
157,000	159,000	2,830	1,210	0	0	0	9,500
159,000	161,000	2,910	1,300	0	0	0	9,800
161,000	163,000	2,980	1,370	0	0	0	10,100
163,000	165,000	3,050	1,440	0	0	0	10,400
165,000	167,000	3,120	1,510	0	0	0	10,700
167,000	169,000	3,200	1,580	0	0	0	11,000
169,000	171,000	3,270	1,650	0	0	0	11,300
171,000	173,000	3,340	1,730	100	0	0	11,500
173,000	175,000	3,410	1,800	170	0	0	11,800
175,000	177,000	3,480	1,870	250	0	0	12,100
177,000	179,000	3,550	1,940	320	0	0	12,500
179,000	181,000	3,620	2,010	390	0	0	12,800
181,000	183,000	3,700	2,080	460	0	0	13,300
183,000	185,000	3,770	2,150	530	0	0	14,000
185,000	187,000	3,840	2,230	600	0	0	14,700
187,000	189,000	3,910	2,300	670	0	0	15,400
189,000	191,000	3,980	2,370	750	0	0	16,100
191,000	193,000	4,050	2,440	820	0	0	16,800
193,000	195,000	4,120	2,510	890	0	0	17,600

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲 扶養親族等の数					乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	
		税 額					
以上	未満						税額
円	円	円	円	円	円	円	円
195,000	197,000	4,200	2,580	960	0	0	18,300
197,000	199,000	4,270	2,650	1,030	0	0	19,000
199,000	201,000	4,340	2,730	1,100	0	0	19,700
201,000	203,000	4,410	2,800	1,170	0	0	20,400
203,000	205,000	4,480	2,870	1,250	0	0	21,000
205,000	207,000	4,550	2,940	1,320	0	0	21,700
207,000	209,000	4,630	3,010	1,390	0	0	22,500
209,000	211,000	4,700	3,080	1,460	0	0	23,000
211,000	213,000	4,770	3,150	1,530	0	0	23,600
213,000	215,000	4,840	3,230	1,600	0	0	24,100
215,000	217,000	4,910	3,300	1,670	0	0	24,700
217,000	219,000	4,980	3,370	1,750	130	0	25,300
219,000	221,000	5,050	3,440	1,820	200	0	25,800
221,000	224,000	5,150	3,520	1,910	300	0	26,400
224,000	227,000	5,250	3,630	2,020	400	0	27,500
227,000	230,000	5,360	3,740	2,120	510	0	28,500
230,000	233,000	5,460	3,850	2,240	610	0	29,500
233,000	236,000	5,570	3,950	2,340	720	0	30,500
236,000	239,000	5,680	4,060	2,450	830	0	31,500
239,000	242,000	5,790	4,170	2,550	940	0	32,600
242,000	245,000	5,890	4,280	2,660	1,040	0	33,600
245,000	248,000	6,000	4,380	2,770	1,150	0	34,600
248,000	251,000	6,110	4,490	2,880	1,260	0	35,500
251,000	254,000	6,220	4,590	2,980	1,370	0	36,600
254,000	257,000	6,320	4,710	3,090	1,470	0	37,600
257,000	260,000	6,430	4,810	3,200	1,580	0	38,600
260,000	263,000	6,530	4,920	3,310	1,680	0	39,600
263,000	266,000	6,650	5,020	3,410	1,800	170	40,600
266,000	269,000	6,750	5,140	3,520	1,900	290	41,700
269,000	272,000	6,860	5,240	3,620	2,010	390	42,700
272,000	275,000	6,960	5,350	3,740	2,110	500	43,700
275,000	278,000	7,080	5,450	3,840	2,230	600	44,700
278,000	281,000	7,180	5,560	3,950	2,330	710	45,600
281,000	284,000	7,290	5,670	4,050	2,440	820	46,700
284,000	287,000	7,390	5,780	4,170	2,540	930	47,800
287,000	290,000	7,500	5,880	4,270	2,650	1,030	48,900
290,000	293,000	7,610	5,990	4,380	2,760	1,140	50,000
293,000	296,000	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	51,300
296,000	299,000	7,820	6,210	4,590	2,970	1,360	52,400
299,000	302,000	7,930	6,320	4,700	3,080	1,470	53,600
302,000	305,000	8,060	6,440	4,820	3,210	1,590	54,500
305,000	308,000	8,180	6,570	4,940	3,330	1,720	55,200
308,000	311,000	8,300	6,690	5,060	3,450	1,840	56,100
311,000	314,000	8,550	6,810	5,190	3,570	1,960	56,900
314,000	317,000	8,790	6,930	5,310	3,700	2,080	57,700
317,000	320,000	9,040	7,060	5,430	3,820	2,210	58,500
320,000	323,000	9,280	7,180	5,550	3,940	2,330	59,500
323,000	326,000	9,530	7,300	5,680	4,060	2,450	60,500
326,000	329,000	9,770	7,420	5,800	4,190	2,570	61,600
329,000	332,000	10,020	7,550	5,920	4,310	2,700	62,600

源泉税額表